

■ すぐに使えるために！ ■

りふお～む実績 PICK UP !

消火器の状態（耐用年数や破損等）を確認できる機会が消防設備点検です。

いざという時に確実に作動できるように、定期的に点検を行うことが消防法で義務付けられています。

また、建物等の管理者は点検を行った後、消防機関へ報告することが義務付けられています。

これに違反した場合は、30万円以下の罰金または拘留の罰が与えられます。また、抜き打ちで消防の査察が入り指摘を受けるケースもあります。その前に備えておきましょう！

※避難ハッチ、火災警報器（機器及び受信機）等も

設置している場合はそちらの点検も行います※

耐用年数や傷み具合等を確認します。



消火器点検

★機器点検★6か月に1度行う

- 1) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る）または動力消防ポンプの正常な作動
  - 2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無、その他主として外観から判別できる事項
  - 3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
- 上記事項について、消防用設備等の種類に応じ、告示で定める基準に従い確認をします。

★総合点検★1年に1度行う

消防用設備機器の全部、あるいは一部を作動させて、総合的な機能を消防用設備の種類に応じて確認します。

- |                |            |
|----------------|------------|
| ①機器点検 / 年2回    | } ①+②=1セット |
| ②総合点検 / 年1回    |            |
| 合計 年2回         |            |
| (①のみ1回、①+②で1回) |            |

※①+②(消火器のみの場合は①×2)で約半年ごとに実施いたします。

※世帯数や設備などにより金額が異なる為、お見積り致します。